

徳山工業高等専門学校研究紀要投稿要領

(目的)

第1条 本校における学術研究及び調査に関する論文、報告等を発表するため「徳山工業高等専門学校研究紀要」(以下「研究紀要」という。)を発行する。

(投稿資格者)

第2条 投稿資格者は本校教員及び教室系技術職員に限る。ただし、本校教員との共同研究の場合はこの限りではない。

(投稿原稿)

第3条 研究紀要に掲載しようとする原稿(以下「投稿原稿」という。)は以下の区分および内容とする。

一 論文

投稿資格者が学術研究の成果を公表するもので、次の各号を満たすものとする。

- 1 創意性のあること
- 2 内容が正確で、かつ内容が十分に推敲されていること
- 3 学会等で講演発表したもの又はこれに準ずるもの
- 4 未公刊であること

二 調査報告

投稿資格者が学術上の調査報告および教育上の調査成果を公表するもので前項の内容に準ずるものとする。

(投稿・刊行)

第4条 投稿原稿は、紀要編集委員会委員長へ提出するものとする。

第5条 研究紀要は、原則として年1回発行する。

- 2 2段横組(和文・欧文)、2段縦組(和文)の混合編成とする。
- 3 論文の紙面は刷り上がり10頁程度とする。ただし、人文系のもので、やむを得ない場合は刷り上がり16頁程度とする。

(閲読)

第6条 投稿原稿が研究紀要の原稿としてふさわしいものであるかを判断する資料を提供することを目的とし、閲読を行う。閲読は紀要編集委員会が原則として投稿者所属の学科主任に依頼する。

(著作権)

第7条 研究紀要に掲載された論文・調査報告の著作権(著作者人格権は除く)は徳山工業高等専門学校に帰属するものとする。

(執筆要領)

第8条 研究紀要執筆要領は別に定める。

(事務)

第9条 研究紀要の編集、刊行並びに予算に関する処理は、紀要編集委員会において行う。

- 2 事務手続きは学生課学生支援係が行う。

(雑則)

第10条 その他研究紀要の編集に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。